両検討会に相互に関係する主な意見等

- 1 これまでの農村政策検討会における土地利用検討会検討事項関係の主な意見
 - ・ 作物によっては農地取得の下限が大きすぎると感じた。(第6回・石川氏)
 - ・ 今回の議論は、いわば「<u>多様な担い手論</u>」。今後の議論は農地制度や金融とも関わって くる。(第6回・小田切座長)
- 2 これまでの土地利用検討会における農村政策検討会検討事項関係の主な意見
- (1) 土地を利用・管理する主体
 - ① 多様な農業従事者の確保
 - ・ 有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、<u>多様な主体の参入を積極的に</u> 進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。(第5回・広田委員)
 - ・ 多様な利用を促進するためには、<u>半農半X等の新たな農業従事者の参入の促進</u>も必要。 (第2回・笠原委員)

②多様な土地の利用・管理者の確保

- ・ 中山間地域の<u>農地の管理及び新たな利用の推進</u>は、そこに暮らしていない<u>非住民</u>(地縁者及び非地縁者) <u>の継続的な参加を担保</u>する仕組みが求められる。<u>拡大コミュニティ</u>(定住者と非定住者でつくるコミュニティ)という考え方も仕組みの一つとして参考になる。(第5回・広田委員)
- ・ 集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、 <u>集落で土地を管理する仕組み</u>や、人が共生するための<u>社会的に有効な土地利用が必要</u>である。(第5回・小柳氏)
- (2) 土地利用転換に係る合意形成手法

①合意形成を支援する人材の確保

- ・ 地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。(第1回広田委員)
- ・ 合意形成を図っていくための<u>コーディネーターの確保は必要</u>だが、<u>高いスキルが要求さ</u>れることも事実。(第2回・田口委員)

②話合いの参加者

- ・ <u>土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の方々などが話合いに参画</u>する体制が必要。(第2回・笠原委員)
- ・ 現役世代だけでなく、<u>若者世代が入り、農家・非農家の枠を超えた話合いが必要</u>。(第2回・高橋委員)

③合意形成のプロセス

- ・ 最終的には多様な主体の参画の下での合意形成が必要だが、小さい単位での意識付けは 必要。このため、<u>話合いが必要な理由を最初に理解してもらう</u>ことに時間をかけるなど<u>序</u> 盤のプロセスを考えてもらいたい。(第2回・広田委員)
- ・ <u>集落の「将来ビジョン」から話合いを始め、それを土地利用につなげていく</u>という順序が大切。(第5回・安藤委員)

3 規制改革実施計画等における農山漁村の活性化を図るための土地利用に係る主な論点

○ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的を 明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないよう検討を行 い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。

○ 第 48 回国家戦略特別区域諮問会議、第 2 回規制改革推進会議 議長・座長会合(令和 2 年 12 月 21 日) 配付資料(追加の規制改革事項等(案))

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画において農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に、簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知する。また、多様な農地利用等のための施策について、「農泊」等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。